

流山市農業委員会
平成27年第11回
総会議事録

平成27年11月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第11回総会議事録

1 期 日 平成27年11月25日(水)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義
水代 啓司

4 署名委員 3番 岡田 長政
4番 酒巻 孝美

5 出席委員(14名)

1 番 小田桐 仙	2 番 吉田 達弘
3 番 岡田 長政	4 番 酒巻 孝美
5 番 増田 正美	6 番 石井 博
7 番 秋元 正	8 番 山崎 日出男
9 番 中村 彰男	1 2 番 豊島 啓行
1 3 番 大作 榮	1 4 番 小林 常男
1 5 番 水代 啓司	1 6 番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

1 0 番 小嶋 悦子	1 1 番 小倉 節子
-------------	-------------

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一
副 主 査 窪田 隆

9 会議目次

(1) 議案第51号	流山市農業委員会第3小委員会の委員の承認について	1
(2) 議案第52号	流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について	2
(3) 議案第54号	農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(4) 議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)	6
(5) 議案第55号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	6
(6) 議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)	11
(7) 議案第57号	農用地利用集積計画の決定について	9
(8) 議案第58号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	13
(9) 議案第59号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	15
(10) 議案第60号	農業生産法人報告書の提出について	16
(11) 議案第61号	平成27年度流山市利用状況調査結果について	18
(12) 報告第29号	農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)の取下願について	23
(13) 報告第30号	転用許可に伴う工事完了の報告について	24
(14) 報告第31号	専決処理の報告について	25

開会 午後2時05分

高市議長 それでは、ただ今から平成27年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、10番小嶋委員、11番小倉委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。また、9番中村委員、12番豊島委員、15番水代委員から遅れるとの連絡がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。3番岡田委員、4番酒巻委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)」及び議案第51号「流山市農業委員会第3小委員会の委員の承認について」から、議案第61号「平成27年度流山市利用状況調査結果について」までの11議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第29号「農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)の取下願について」から、報告第31号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 次に、議案第51号「流山市農業委員会第3小委員会の委員の承認について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第51号

流山市農業委員会第3小委員会の委員の承認について

流山市農業委員会の会議に関する内部規則第4条の規定により、次のとおり小委員会の委員を決定する。

小委員会の委員の選出については、当該内部規則第4条の規定により、会長が選出し、総会の承認を得て決定するとされております。

現在、第3小委員会についてですが、定員は5人以内ですが、去る、10月26日に恩田委員の死去に伴い、現在、委員は、山崎委員長、小嶋副委員長、中村委員、石井委員の4名となっております。

このたび、酒巻委員におかれましては、農業委員会等に関する法律の公職選挙法の準用によりまして、繰上げ補充により、所定の手続きを踏まえ、当選が決定され、農業委員となりましたので、第3小委員会の委員とするものです。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

本案について、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第52号「流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第52号

流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について

流山市農業委員会の農地違反転用対策委員会規約第4条の規定により、次のとおり農地違反転用対策委員会の委員を決定する。

農地違反転用対策委員会の委員の選出については、当該規約第4条の規定により、会長が選出し、総会の承認を得て決定するとされております。

現在、農地違反転用対策委員会についてですが、去る、10月26日に恩田委員の死去に伴い、現在、委員は、中村委員長、山崎委員、小倉委員、豊島委員、秋元委員の5名となっております。

このたび、酒巻委員におかれましては、農業委員会等に関する法律の公職選挙法の準用によりまして、繰上げ補充により、所定の手続きを踏まえ、当選が決定され、農業委員となりましたので、酒巻委員を農地違反転用対策委員会の委員とするものです。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案について、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第54号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

初めに、議案1番の申請者につきましては、流山市上新宿新田にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市上新宿新田及び上新宿にあります畑2筆で、転用面積合計で、208.16平方メートルでございます。

転用目的につきましては、家屋の老朽化及び孫家族の同居により、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1ページと2ページでございます。

次に、議案2番の申請者につきましては、流山市駒木台にお住まいの方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市駒木台にあります畑1筆で、転用面積は、737平方メートルでございます。

転用目的につきましては、事業所の要望により、貸資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の4ページと5ページでございます。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番ですが、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

申請者は、流山市上新宿新田にお住まいの方で、年齢は79歳です。

申請理由については、自己用住宅の建て替えに当たり、現在別のところに住んでいる申請者の孫家族と同居することになったことから、これまでよりも広い家を建てる必要があるため、現在の宅地に隣接する農地を転用し、住宅用地とするため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の北西約0.8キロメートルに位置し、宅地化された区域に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、申請地と隣接する他の土地を合わせて約700平方メートルの土地に約260平方メートルの住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、敷地をブロックで囲み流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透柵を設置し、オーバーフロー分は隣接道路のU字溝に放流する計画とし、汚水及び雑排水は公共下水道を利用するとのことでした。

次に、資金計画ですが、建設費及び整備費が約1,700万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

また、申請地周辺の農地の一部が不耕作となっていた点について確認したところ、ここ数年は申請者が体調を崩し、一部しか耕作はできなかったとのことでした。住宅を建てた際には孫夫婦も一緒に住むこととなるので、手伝ってもらいながらやっていきたいということでした。この点につきましては、工事完了報告書が提出された際に農業委員により再度確認を行うので、それまでに対応するように話しております。

次に、議案の2番ですが、転用目的は貸資材置場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市駒木台にお住まいの方で、年齢は60歳です。

申請理由については、東京都台東区に本社を有し、埼玉県八潮市に事業所を有する企業から要望があり、それに応えるため申請がなされたものです。この際、農地法の規制について知らず、無断で契約してしまったことから、要望した企業はそれまで使用していた八潮市の資材置場を解約してしまったため、現在の資材置場は申請地の隣を使用しているとのこと。なお、申請地の隣に現在置かれている資材の内、コンテナは都市計画法違反になるため、今からでも引き上げることができないのか確認したところ、中に資材が入っているため、現在計画している資材置場が完成しないと戻せないとのことでした。

また、借り手企業については、流山市内での事業実績は無いものの、流山市内で工事の実績がある企業と取引があるとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の北東約

1.3キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石により整備する計画です。周囲はH鋼と単管パイプで囲んだところを鋼板で整備し、周囲への砕石の飛散を防止するとのことでした。出入り口は道路境界から1.5メートル下がったところに鍵のかかるシャッターを設置する計画ですが、6メートル下がる案もあり、どちらにするかは検討中とのことでした。この点に関連して、前面の道路はカーブの途中であり、見通しが良くないため、入口から数メートルはポリ製等の透明な板を利用した方がいいのではないかと指摘いたしました。

また、申請地は過去に田を埋めた畑で地盤が緩いため、砕石による整備で8トンダンプを入れた場合、重さで沈んでしまうのではないかと指摘したところ、その点については考えていなかったため、再検討したいとのことでした。

置く資材については、砕石や看板、パイプ、太陽光パネルとのことで、搬出入の頻度は3日に1台程度とのことでした。

また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。また、申請地内で車両洗浄など行わないか確認したところ、水道設備を作らないため、行わないとのことでした。

次に、資金計画ですが、整備費が約210万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところであり、ます。

また、八潮市で借りていた資材置場の面積や賃料などを聞いたところ、わからないということでした。

次に、前面道路については8トンダンプ等の大型車の通行について、警察と協議しているか、出入り口のU字溝の補修などについて道路管理課と協議しているかなどの関係部署との協議についても確認したところ、いずれも未協議であるとのことでした。

次に、資材置場を利用する作業員の休憩についてはどうするのか確認したところ、八潮の営業所までは高速道路を使って20分ほどなので、八潮まで戻って休憩するとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案の1番については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達し

ました。また、2番については、「立地基準」における第2種農地の許可要件である土地の代替性の有無や、「一般基準」における許可要件である申請目的実現の確実性について、申請書類やヒアリングの内容だけでは判断がつかないため、これらについて判断できる書面の提出を求め、今月については全会一致をもって継続審査相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) 1番についてですが、カギ括弧のような形になっている中のところはどうか。1筆は議案第58号で宅地になっているようですが、もう片方が空いているというのもおかしい気がする。

中里主事 こちらの部分に関しましては、今現在倉庫が建っているのですが、倉庫に関しては、200平方メートル未満で農業用であれば、農地転用の許可の対象ではなく、届出事項になりますので、総会にはかかっておりませんが、事務局の方への届出があり、農地転用手続きは済んでいる土地になります。

(午後2時25分 豊島委員入室)

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第54号の1番については、原案のとおり許可することに、議案第54号の2番については、継続審査とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第54号の1番については、原案のとおり許可することに、議案第54号の2番については、継続審査とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第46号「農地法第五条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)」及び議案第55号「農地法第五条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

はじめに、議案第46号から御説明をさせていただきます。

議案第46号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年11月25日提出

初めに、権利者ですが、流山市前ヶ崎に本店を置き、建物解体業を営んでいる法人でございます。

転用の申請がありました土地は、流山市前ヶ崎にあります2筆で、転用面積は、1,138平方メートルでございます。

この申請地につきましては、去る9月29日の総会で審議されましたが、この申請地と一体で利用する他の申請地の義務者が亡くなられたことから、継続審査案件となったもので、このたび、相続人が確定したことから、議案として上程するものです。

転用目的につきましては、資材置場及び駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の6ページと7ページでございます。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案第55号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

初めに、権利者ですが、権利者は流山市前ヶ崎にある法人で、先ほど御説明をさせていただきます議案第46号の権利者と同じ法人でございます。

転用の申請がありました土地は、流山市前ヶ崎にあります畑2筆で、転用面積は、2,804平方メートルでございます。

この申請地につきましては、去る9月29日の総会で審議されましたが、申請地の義務者が亡くなられたことから、継続審査案件となりその後取り下げがなされたもので、このたび、相続人が確定したことから、議案として上程するものです。

転用目的につきましては、継続審査となった土地と併せ資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の6ページと7ページでございます。

御説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審査)」と議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」については一体の案件でありますので、一括して御報告いたします。

本案につきましては、去る9月29日に開催された第9回農業委員会総会でご審議いただき、義務者の方の1名が亡くなられたため継続となった事案でございます。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件ですが、権利者及び目的が同一のため、一括してご報告させていただきます。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場及び駐車場を建設しようとするものでございます。

権利者は流山市前ヶ崎に本店を置く、関東地方で広く解体業などを行う法人で、

最近の年商は11億円から15億円で推移しているとのことをごさいます。

申請理由については、業務拡大に伴い重機等の所有車両が増加してきており、現在は松ヶ丘地先などの狭い中に無理に詰め込んでいるため、不安定で従業員に危険があることから、広い資材置場を整備したいとのことをごさいます。また、平成26年1月に柏市豊四季から現在の流山市前ヶ崎に本店を移しており、盗難防止などの観点から、資材についてはできるだけ本店近くに保管したいとのことで、申請地は本店の目の前であることから資材置場として最適地のため、この場所を選定したとのことをごさいます。

申請地は、常磐線北小金駅の北約1.8キロメートルに位置しており、現地は特に耕作はされていませんでしたが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、申請地には砕石を敷き、出入り口は土間コンクリートで整備をする計画をごさいます。

また、照明については人感センサーのついたものを設置する予定とのことでした。

また、申請地への出入り口が幅員の細い西側道路となっていることから、安全対策などについて詳しくお聞きしたところ、敷地内についてはセットバックし、西側道路自体も市の道路管理課の指導の下、砕石などで整備するとのことをごさいます。

次に、周辺農地への被害防除対策としては、雨水は場内自然浸透とし、境界には重量ブロック及び鋼板により土砂及び雨水の流出対策とする計画をごさいます。また、念のため申請地内で車両の洗浄等を行う予定の有無について確認したところ、行わないという回答をいただいております。

次に、隣接農地所有者等へ事業の説明を行ったところ、特に意見は無かったということをごさいます。

また、申請地については、流山東部土地改良区域内であることから、同改良区の意見書が添付されておりました。

次に、資金計画については、土地代金が約8千万円、建設費及び整地費が約1,300万円で、これを全額自己資金で賄うとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されておりました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上をごさいます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた

します。

高市議長 質疑が無いようですので、これより採決を行います。

議案第46号及び議案第55号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第46号及び議案第55号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第57号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

今月は新規に関するものが5件、更新に関するものが1件であります。

議案1番から4番の権利者は、同じ方ですので一括して説明します。

権利者は、流山市平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田8筆、合計面積は5,358平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

本件の議案案内図につきましては、10ページから12ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思いますと存じます。

次に、議案5番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で、職業は兼業農家です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆、合計面積は1,001平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思いますと存じます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

議案6番の権利者は、流山市平方にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は1,914平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので、合わせてご参照

いただきたいと存じます。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の6件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(午後2時39分 水代委員入室)

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が5件、更新が1件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番から4番は同一の権利者のため、一括してご報告させていただきます。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は63歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数はほぼ毎日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

次に、5番ですが、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は兼農で年齢は59歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

6番ですが、本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は45歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第57号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用(県許可))」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第56号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年11月25日提出

初めに、権利者ですが、柏市船戸に住所を置き、農畜産物の生産・加工・販売等を営んでいる法人でございます。

転用の申請がありました土地は、流山市駒木にあります畑3筆で、転用面積は合計で、1,577.28平方メートルでございます。

転用目的につきましては、現在、経営している直売所の駐車場内に店舗の建築計画があり、縮小された駐車台数分を確保するため、駐車場用地として申請されたもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の8ページと9ページでございます。

次に、本案の経過につきましては、流山市に隣接している柏市高田の畑を本件駐車場用地の進入路とするもので、柏市と流山市の2市にまたがる農地転用許可申請でありますので、県許可扱いとして上程をさせていただいております。

このため、流山市、柏市の農業委員会で審議が行われた後は、それぞれ千葉県に書類を送付することとなり、千葉県で、柏市分と流山市分を併せて審査し、最終的な許可、不許可の判断を千葉県でしていただくものです。

御説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(県許可)」について、御報告いたします。

本案については、事業区域が流山市と柏市の二市にまたがることから、許可権者は県知事となります。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場を建設しようとする

ものがございます。

権利者は、柏市船戸に本店を置く株式会社で、平成16年に設立されています。申請地に隣接する農産物直売所の経営母体であり、ここ3年間の年商は3億円前後で推移しているということです。

申請理由については、現在経営している直売所の駐車場敷地の一部を利用して農家レストランの建設を計画しており、駐車場が減少することから代わりとなる駐車場を整備したいとのことで申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線豊四季駅の北東約0.9キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、路盤はアスファルト舗装とする計画です。土砂等の流出対策については、進入路はコンクリートの柵板を設置し、駐車場本体部分はコンクリートブロックで区画することで流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は集水桝を設置し、柏市が管理するU字溝に流すこととし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は平方メートルあたり年間1,920円で、柏市まで含めた総額で年間約359万円、整備費が約1,740万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところがあります。

また、申請地の南側の道は市道ではなく県土木事務所が管理している河川管理用通路であるとのことで、これまで、イベントの時などに随時許可を取って利用していたとのことでした。

また、今回筆の一部面積での申請であり、分筆しない理由について確認したところ、残地部分については、レストランからの景観を意識し、駐車場ではなく自然の風景が見えるようにしたいとのことから、残したとのことでした。これから分筆する予定はあるが、間に合わないので今回の申請は一部で行ったとのことです。なお、残地についてはこれまで通り耕作するとのことです。

また、来客者の年齢層などを考えると、通路が砕石敷きでは出入りが難しいのではないかと指摘したところ、今回の駐車場はできるだけ従業員用として利用し、来客者については正面の駐車場を利用してもらうようにするとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当と

いう結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、私に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議長を会長職務代理者に交代し、ご審議をお願いいたします。

それでは、退席します。会長職務代理者、よろしくをお願いいたします。

(午後2時50分 高市会長退席)

(議長を職務代理者に交代)

水代議長 会長に代わり議案第56号について、議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第56号について、許可相当とする意見を付して県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第56号については、原案のとおり許可相当とする意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 議長を高市会長に交代させていただきます。

高市委員の除斥を解きます。

(午後2時54分 高市会長入室)

(議長を会長に交代)

高市議長 水代職務代理、ありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

高市議長 次に、議案第58号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第58号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成27年11月25日提出

初めに、申請者につきましては、流山市上新宿新田と東初石2丁目にお住まいの共有の方です。

申請がありました土地は、流山市上新宿新田の畑1筆で、面積は264平方メートル

です。

変更後の地目につきましては、宅地でございますが、本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内函につきましては、1ページと3ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第58号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに、申請地は東武線初石駅の北西約0.8キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は宅地の状況となっております。

また、申請地は親子による共有地であり、母親は昭和59年に取得し、子は平成25年に取得した土地であります。また、申請地に昭和58年3月に当時の所有者が専用住宅を建築し、現在に至るとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第58号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第59号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

議案第59号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

はじめに、申請者につきましては、流山市東深井にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市東深井にあります畑1筆で、面積は688平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、10月6日付けで、『高血圧症、ひざ変形性関節症等』により、「農業に従事することは不可能と認めます。」医師から診断がなされた方です。

このことから、今後、農作業の継続が困難になったというものでございまして、今回、この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、議案案内図につきましては、15ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第59号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間200日以上は農業に従事していたということです。

しかし、今年の10月に高血圧、失神、ひざ変形性関節症と診断され、農業経営が不可能となり、残った従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは難しいので、申請地の買取り申出を行うため、証明願の申請がなされたものです。

なお、残る農地の中には納税猶予の特例適用農地等も含まれておりますので、農地として適切に耕作を行っていくよう指導しております。

また、申請地については、市の下水道工事の仮設事務所として貸し付けている状態になっておりましたが、このことについては、生産緑地法第8条ただし書きにより公

共施設等の管理に係る行為は生産緑地法の制限の対象外とされているため、問題は
ありません。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が元
気な頃は、農業経営の中心として従事しており、その方の病気により、農業経営が不
可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論
に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた
します。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

挙手、全員であります。よって、議案第59号については、原案のとおり証明するこ
とに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第60号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といた
します。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

議案第60号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年11月25日提出

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産
法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、
報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農業生産法人は、流山市駒木台にあります農業生産法人
です。

報告がありました事業年度は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの1
年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農業生産法人要
件確認書」という資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農業生産
法人要件確認書を作成しております。

流山市駒木台にあります農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、平成27年11月6日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積についてですが、面積は5,184平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売上げが占める割合は、82%となっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しております。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっております。当該法人の役員は2名であり、年間150日以上従事しておりました。

以上のことから、農業生産法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適に をさせていただきます。

最後になりましたが、当該農業生産法人の議案案内図につきましては、16ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第60号「農業生産法人報告書の提出について」御報告します。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならない、と定められています。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。とされています。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承

認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第60号については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第61号「平成27年度流山市利用状況調査結果について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の14ページをお開きください。

議案第61号

平成27年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成27年度流山市利用状況調査の集計結果について、意見を求める。

平成27年11月25日提出

この利用状況調査につきましては、改正農地法の施行に伴い、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、引き続き、調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は10月1日から9日にかけて、ご多忙のなか、延べ4日間にわたり調査していただき、誠にありがとうございました。

今年が集計結果につきましては、表に記載させていただきましたとおり、調査対象農地169,524.78平方メートルのうち、148,630.78平方メートル、全体の87.7パーセントの農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、重点調査対象農地8,859平方メートルのうち、1,002平方メートル、全体の11.3パーセントが適正に利用されておりました。

これらの農地につきましては、現地調査の後に実施しました判定審査会におきまして、各農地の周辺環境や農地基盤状況なども勘案し、ご検討いただきましたが、担当した地区以外の委員の皆さまに、ご意見をいただくため、議案としたものであります。

次に、詳細につきましては、窪田副主査より説明いたします。

窪田副主査 窪田です。よろしくお願いします。

詳細についてご説明いたします。調査票1ページ及び2ページをご覧ください。

(以下、各筆の状況説明)

以上で説明を終わります。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) この判定結果について事務局とすると、どのように見ているのかと思っております。新規、継続とあって経年で見ているんだと思うんですけど、分析はしているのでしょうか。調査をして、毎年比較する中でどのような分析されているのかなというところを教えてください。

(午後3時23分 中村委員入室)

中里主事 分析という質問に合った回答かはわかりませんが、荒廃農地が毎年増えてしまっているという現状がございますので、それを食い止めるために何かしらやっていかなければいけないのかなと考えております。

昨年から、A判定の農地所有者に関しては、農政課でなっている農地利用集積円滑化団体というものを利用しませんかということで、意向確認調査で案内を入れておりますので、できるだけそちらの方に誘導していけないかと考えております。以上です。

1番(小田桐委員) その案内をして、昨年は何件くらい回答あったんですか。

窪田副主査 昨年、26年度の再生可能なA判定農地、26件33筆に意向調査を行っております。そのうち、2件5筆で円滑化事業を利用したいという回答をいただいております。

1番(小田桐委員) 調査票の26ページなんかだと、農地所有者代理事業を利用したい意向表明のあった農地について、3筆は昨年Aから今年保全に変わっているんですね。1筆はAのままです。これは、借り手が見つかって保全に変わってきているのでしょうか。

山崎次長 この場所は、保全と変わっておりますが、保全に変わったところは現場を見たときに草刈り等していたということで、保全という形で改定しております。農地所有者代理事業の結果なのはこちらでもわからないですけど、現地が草刈りされており、保全管理されているということで、保全と書かれております。

1番(小田桐委員) 最後、質問ではなく要望ですけど、農業委員会事務局として分析が必要なのではないかと思います。高齢化とか、土地の形状や水はけとか、後継者不足だとかあるでしょうし、調査は毎年するのですけど、した結果を分析する必要があるのではないのでしょうか。

農業委員会の事務局としてもどういう方策があるのかと追及していかないと、やっている意味が厳しくなってくるのではないかという気はしているので、全国的にもやっていると思いますが、農業委員会としての予算を求めて、農業委員会として何か考えていかないといけないのかなと思います。

山崎次長 今回の小田桐委員のお話の中で、農政サイドの方で草刈りの奨励金という事業がございます。これは新川耕地が中心かと思いますが、土地改良施行区域内について、農政課の保全管理事業というような奨励金を一部出すような形の事業を行っております。新川耕地については土地改良区域を中心、八木地区・流山地区については若干土地改良区域以外もやっているような形で草刈り事業をしております。

先ほど小田桐委員からご指摘あったところは、もしかすると、八木地区は農協さんがやっているんですが、農協さんがご本人から草刈りの委託を受けてやりまして、そこに対して市からも若干の金額ですけど、奨励金をいただいて事業として行ったところかもしれません。そういう形で市でも保全管理の事業は行っております。

高市議長 通知は全て出しているんですか。

窪田副主査 A、B判定のものは出しております。

高市議長 出してもそれに答えてくれるところが少ないんでしょうかね。もっとも、これだけの面積だし難しいところではあるんでしょうけれど。

1番(小田桐委員) 解決策が明確ではないし、一つでもないです。農業委員会の事務局とすると、調査を分析して、保全に変わったところを調査して、それを広げる取り組みだとか、地権者が困っていることについて何かできるのかということまで含めて積み重ねていかないと、何も答えは出てこなくて、荒廃するばかりということにもなってしまうので、知恵を絞る必要はあるのではないかと思います。

高市議長 農業委員会や農政課では、農地を調査しているわけです。通知についても農地に対して通知しているんですよ。

中里主事 通知に関しましては、議案書14ページのとおりで、A判定については先ほど申し上げた意向確認調査、こちらは農地法の中で様式が指定されておりますので、その様式を用いたものを送ります。B判定に関しては、農業委員会としてこれは農地ではないという判断ですので、非農地だという通知を出して、申請いただければ非農地の証明を出しますよという内容のものを出します。最後、一番下の農地造成に関して、要指導だったところには作付けをしてくださいということで、こちらは指導を出しております。

高市議長 そういう風に通知を出しても、受けてもらえるかということに問題があるのではないのでしょうか。斜面だとか、刈取りが困難なところとかも中にはあるでしょうし、高齢でできないような事情もあるので。

14番(小林委員) 昨年B判定で、今年もBというところがありますが、こういった土地は非農地証明を出せるわけですよ。以前B判定を出して、非農地証明の申請がきた農地はどのくらいあるのでしょうか。

中里主事 筆数までは覚えておりませんが、箇所数でいうと全部で3か所です。青田、上新宿、谷で3か所になります。

14番(小林委員) 昨年Bで今年もBになったところにも通知を送るのでしょうか。

中里主事 昨年Bで今年もBということに関しては、昨年通知を送っておりますので、今年またもう一度ということはいりません。

14番(小林委員) 今年Bのところだけ送るのでしょうか。

中里主事 そうなります。昨年Aだったり、保全されていたりした農地で、今年Bになったものだけ通知を送ることになります。

9番(中村委員) 先ほど小田桐委員のご指摘いただいた中で、今写っているのがちょうど私たちが利用状況調査を行ったところですが、現地を見ますと、一団の農地の中で、奥の鉄塔から高低差が7メートルくらいあるんですね。手前は保全されているものの、奥の方は荒れ放題になってしまっております。

先ほど、所有者には文書にて通知を申し上げるということでしたが、Bについては耕作地への復元は無理だということで、文書のみだと目を通しはしてもなかなかその先には進まないことも懸念され、文書も大事なことでありますが、窓口に来てもらうなり、直接渡しに行くなどの対応を行った方がいいのではないかと、農家の方、所有者の方と同じ目線で話し合うことが大事なのではないかと考え、要望させていただきます。

荒廃農地を無くすということで、毎年委員会の方で見ている次第ですけれども、何年経過しても全く同じ状況であるという点もありますし、同じ状況だから同じ対応でいいのかと、荒廃してしまいますと、夏草であればまだいいのですが、冬草になると火災の原因にもなり、隣接地に多大な危険もあります。利用方法も改善の余地があるのではないのでしょうかと、農地に復元できないのであれば、別の利用方法も視野に入れていくべきなのではないかと考える次第であります。その辺はいかがでしょうか。一つの提案でございます。

高市議長 この農地に関しても、防災上の問題も出てくるわけですが、防災上の問題は消防署の方で通知なりを発送しているとは思いますが。

1番(小田桐委員) 私は新川耕地の北側を見たのですが、新川耕地のように草刈りも大規模にやるところと、小集団だったり、段差があったり、法面だったりというところの草刈りは作業のやり難さや重機が使えるかといった問題があるのではないかと思います。そういう場所については奨励金もインセンティブを上げて、答えてもらいやすいようにしないと、やりやすさを気にしないで全部同じにしたらやり難いところは手を引いちゃうのは当たり前なのではないかと思っております。保全になったら後は地権者の責任になるわけじゃないですか。

他の農業委員会などでは独自の予算を持って、作付けや試験栽培をやるような取り組みをやっているところもあるみたいなので、農業委員会として独自予算を持つことも踏まえないと、農政課だけでは対応できないと思います。意見として挙げておきます。

山崎次長 私も今年農業委員会1年目を向かえるわけですが、今回、この利用状況調査を見まして、おそらくAやBのところのほとんどはここ数年で急に不耕作になったところではないように感じております。最近急に本人が作れなくなったようなものは、ほとんどが利用集積事業で貸し借りでの利用ができていないかと思っております。今残っ

ているのは、全てが長い間農地でないところではないかと、これを少なくするというのが、小田桐委員もおっしゃっているところではないかなと思います。

これ以上遊休農地にならないようには利用集積事業でやっているわけですけど、今残っている農地をいかにしてもう一度農地に戻せるか、又は保全管理まで戻せるかどうか農政課、農業委員会で一緒に取り組んでいけないかなというのが小田桐委員のおっしゃっているところなのかなと思っております。

15番(水代委員) 数字で見ると、荒廃農地16ヘクタールということですが、調査対象に当たっているところの中で出てきたのが16ヘクタールであり、調査対象外というものもあると思います。たとえば、造成をしました、一回は作付しました、それで調査外ですとして、2年目、3年目には荒廃農地になってしまったみたいな農地もあるのではないかと思います。

そうなってくると、根本的に重大な問題なのではないかと思えます。

この調査はA農地B農地という棲み分けをしているだけであって、対策的なもの、地権者の責任の部分のようなものに関しては、農業委員会としては通達だけしかできないのかなと、結局のところ、ペナルティを与えるだけの権限があればいいんですが、そこまでの権限はないので、そのところにジレンマあると思えます。

基本的には土地所有者が自分の土地を管理するというのは当たり前のことであり、草が生えれば草を刈るのが当たり前だし、荒れてくれば改善するのが当たり前であり、当たり前だからこそ、消防は消防法の中で有害なところは文書で出すわけです。だから、今の段階で解決できないところに関しては、ペナルティを与えるところが無い。与えられとすれば、荒廃農地ですよとなった段階で、課税の方面からこれだけ課税されますよというような、そういうものがある程度まとまっていないと、こういう問題は解決しないのではないかと思います。

歳だからできないという話もありますが、それは言い訳であって、土地持っているんだから、人に頼んで草刈りするとかできるわけです。それをやらないというのは、土地所有者の責任放棄なのではないかと思っております。それに対して補助金出しますというのはとんでもないことじゃないでしょうか。自分の土地は自分で管理するのができなかったら、他の人に迷惑がかかる。たとえば、新川耕地の中の田んぼが草だらけでB農地ですよとなったら周りの田んぼ持っている人に草がはみ出たり種が飛んだりえらい迷惑がかかる。そういうのを考えれば、A農地だろうがB農地だろうが、自分の土地は自分で管理するという責任を持たないといけないのではないかと思います。

たとえば、埋め立ての場合は3年間作ることをきちんと守ってもらわなくてはならないし、1年だけ作ったから2年目3年目はいいだろうといった、3年したら転用できるというような考えを持っているから、造成後は気をつけなきゃいけないし、その分農地として作っているという確認もきちんとしなければいけないと思えます。

ただ、今やるべきことは、棲み分けの中でやるべきことを、文書出してきちんとやっ

てもらう、それしかできることは無いのではないかと思います。

高市議長 今回の制度の中ではそうですね。

ただ、先ほどの農地のように起伏の激しい7メートルもあるところでは難しいところもあるのではないのでしょうか。

15番(水代委員) 畑が足りない時代ではないですから、何もそういう斜面まで開墾してもものを作らなければいけないという時代ではありませんので、農地から山林に扱いを変えて、山林として管理していくとかという選択肢があってもいいと思います。山林なら山林で、下草の管理だとかしなくてはいけなわけです。

個人的には建前だけ農地として甘んじている地権者が多いのではないかと感じております。何年後に開発の話があるから、それまでは荒れていていいやみみたいな地権者がいるのではないのでしょうか。

高市議長 この問題は即解決するという訳にはいかないでしょうね。

ただ、土地を持っていることが荷物になっている地権者もいるので、昔みたいに刈った草燃やしてもいいなら管理も楽ですが、今は全部持ち出して処理だから、そういった法律がらみの問題も踏まえる必要があります。

なるべく近隣の市町村にも聞いてみて、事務局でもどのようにやるか勉強してもらえればいいのではないかと思います。即解決とはならないかもしれないけど、いい方法があれば進めていくという形しかないのではないのでしょうか。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第61号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第29号「農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)の取下願について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の15ページをご覧ください。

報告第29号

農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)の取下願について

農地法第5条の規定による許可申請の取下願が次のとおりあったので報告する。

本件につきましては、流山市前ヶ崎の畑を、資材置場及び駐車場用地に転用したいということから、本年の9月総会の中で、義務者のひとりが死亡したことから継続審査になった案件でございます。

その後、相続人を特定して再度申請するため、去る10月27日に取下願の提出が

あったものでございます。

本件につきましてのご説明は、以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第30号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の16ページをお開きください。

報告第30号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

報告の1番につきましては、今年4月の総会で審議がなされ、5月18日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、10月9日に利用状況調査の当日担当の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の17ページと18ページでございます。

報告の2番につきましては、今年8月の総会で審議がなされ、9月16日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましても、10月9日に利用状況調査の当日担当の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の19ページと20ページでございます。

報告の3番につきましては、昨年5月の総会で審議がなされ、昨年6月17日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、10月21日に大作委員と山崎委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の21ページと22ページでございます。

報告の4番と5番につきましては、平成25年2月の総会で審議がなされ、平成25年3月に、許可となった案件であります。

この案件につきましても、10月21日に大作委員と山崎委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の23ページと24ページでございます。

また、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上の5件です。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第31号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第31号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は8件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が5件、公衆用道路が2件、駐車場が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、8件、14筆、4,964.27平方メートルで、地目別の内訳では、田が1筆、290平方メートル、畑が13筆、4,674.27平方メートルでした。

次に、議案書の20ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと24件、マンションの区分所有を含めると全体で42件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が40件、賃貸借2件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が37件、道路2件、駐車場1件、資材置場1件、貸倉庫用地1件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、42件、532筆、423,521.94平方メートルで、地目別の内訳では、田が494筆、416,717平方メートル、畑が38筆、6,804.94平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時00分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年11月25日

流山市農業委員会長高市 正義.....

(臨時議長)

流山市農業委員会委員水代 啓司.....

流山市農業委員会委員岡田 長政.....

流山市農業委員会委員酒巻 孝美.....